

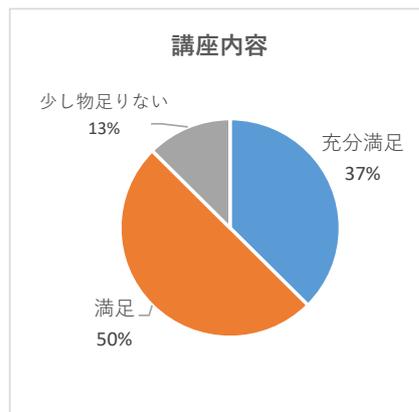
生涯学習講座「緑の法体系」 R5.9.5

●講座の内容はどうか？

充分満足	満足	少し物足りない	不満	未記入
3	4	1	0	0

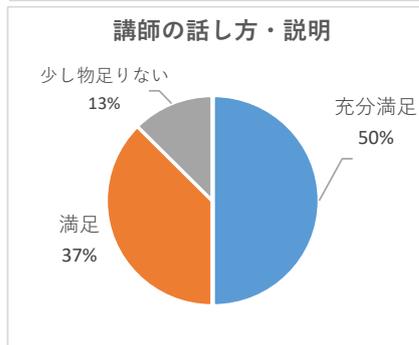
★そう思われた理由

ピンポイントでの分かりやすい説明。
現状の公園法情報が得られた。
知らない内容が多く勉強になった。
公園について内容が少し理解できた。
時間的に詰め込みすぎのような気がする。



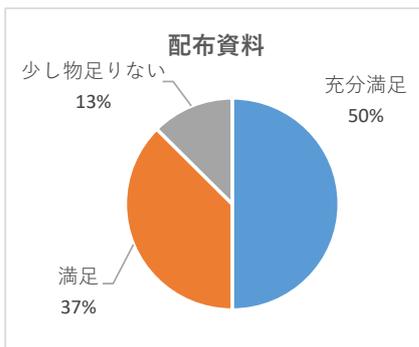
●講師の話し方や説明は？

充分満足	満足	少し物足りない	不満	未記入
4	3	1	0	0



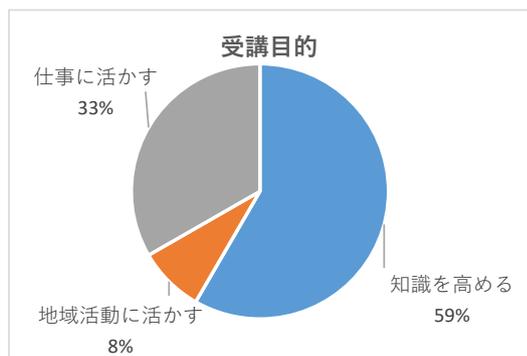
●配布された資料は？

充分満足	満足	少し物足りない	不満	未記入
4	3	1	0	0



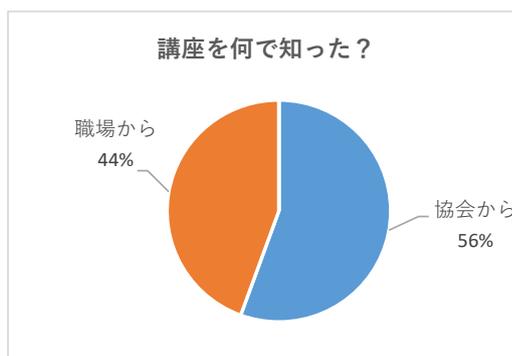
●受講目的は？(複数回答可)

知識を高める	地域活動に活かす	仕事に活かす	その他
7	1	4	0



●講座を何で知ったか？(複数回答可)

協会から	職場から	知人から	その他
5	4	0	0



●性別

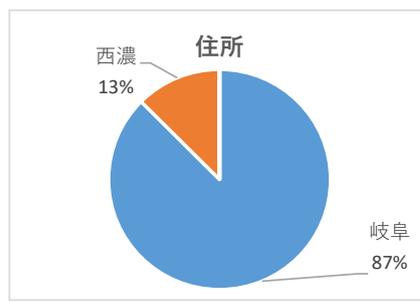
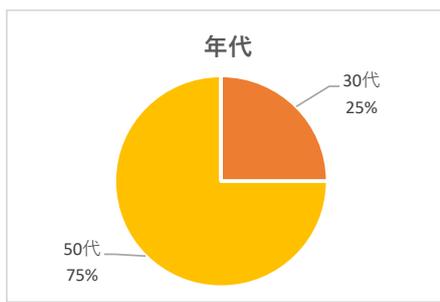
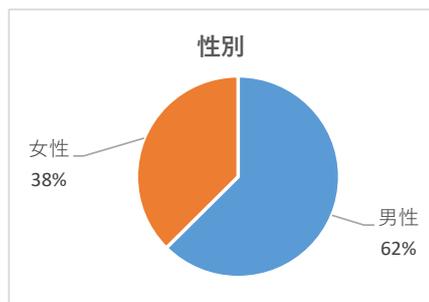
男性	女性	未記入
5	3	0

●年代

~20代	30代	40代	50代	60代	70代~	未記入
0	2	0	6	0	0	0

●住所

岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	県外	未記入
7	1	0	0	0	0	0



●講座に関するご意見をお聞かせ下さい。

CO2削減が言われながら緑地面積・樹木数量等O2増減は法令に数値化されてないのかなと思った。
公園が活気ある場所となるための立案に際して、留意しないといけない点を再認識できた。行政との交渉・見解のズレ、時間がかかりすぎる、膨大な資料…。大幅な規制緩和がされたとはいえ、まだまだハードルが高いため、できるだけ多くの理解者・識者を増やすという意味でこのような講座は大変有益だろうと思う。 また、講師の講演は、流れに沿った資料と例を交えた説明が非常にわかりやすく、一見躊躇してしまう法令のイメージが溶解した。
P-PFI制度や都市公園の廃止等、現在業務で関係している内容や、法律関係のこと、大変勉強になった。
運営協働会議については、過去から、指定管理業務の仕様書の位置づけがされており、関係者の相談の場として引継ぎされてきたが、誤っており、都市公園法第17条の2で位置付けられている会議で原則尊重義務があることを学んだ。 また、現実に、個人で記念に残すための写真撮影をプロの写真家に依頼した際、プロの写真家（スタジオ）は行為許可を取り、使用料を収める事務処理がされているが、誤った運用であることも理解した。
造園について全然まだ勉強中ですので、どの講座でも理解するのに一生懸命です。
都市公園法は仕事に少なからずとも関わりがあるため、非常に勉強になった。各地自体の条例等も確認しながら、仕事を進めていきたい。
講師の説明（話し方）が速い。
実業務での活用はあまりないかと思ったが、非常にわかりやすい講義で知見が広がった。
アンケートについて、満足度については奇数とし、中央値をニュートラルとしないと、ネガティブとポジティブの何れかに寄ってしまい、正当な評価とはならないと思う。今回がイ（満足）が中央値となると想像される。

●今後、開催して欲しい講座

世界の公園、都市計画、景観事情・事例を写真を多く使ったもので説明を受けてみたい
近年の異常な環境現象に対して、岐阜県が独自に取り組む対策計画があれば、県民・自治会代表/関係業者・行政・有識者…仕切りのない座談会のような場に参加してみたい。
樹木の管理方法 公園や街路樹の適切な点検方法 樹種による倒木割合や鯨飲割合、対処方法 等